

熱中症対策として、エアコン購入費用の助成拡大を求める意見書

厚生労働省は、4月以降に生活保護受給を始めた世帯のうち、自宅にエアコンがなく、高齢者や障がい者、子ども、体調のすぐれない人がいる場合を対象として、エアコン設置に伴うエアコン購入費と設置費用の一部を支給すると各自治体に対し、6月27日に通知した。

40度近くの酷暑が続いたことしの夏は、命にかかわる危険な暑さであると何度も気象庁からの呼びかけがなされた。命を守ることが自治体の責務であり、ことし4月以降に生活保護を申請した世帯のみに限定し、しかも助成対象となる条件をつけることはいかなるものかと考える。

よって、本市議会は、政府に対し、熱中症で亡くなる人が出ないようにするために、国が責任を持ってエアコン設置費用の助成を行うよう、下記のとおり要望する。

記

- 1 生活保護世帯のことし4月以降と限定していることは撤廃し、エアコンがない全ての生活保護世帯に対象を広げること。
- 2 生活保護世帯以外の低所得の高齢者や障がい者で、エアコンのない世帯についても、助成の対象とすること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年9月27日

三鷹市議会議長 宍戸治重